

平成21年度動物検疫所業務監査基本方針

1. 監査の主題

「行政評価・監視報告書」に対する改善措置の実施状況の確認とする。

2. 監査の対象とする業務

- (1) 輸入（貨物）畜産物検査業務が法令・通知等に基づき適切に行われているか
- (2) 輸入検査場所への移動に自ら確保した移動手段を利用しているか
- (3) 検査機器の管理が法令・通知等に基づき適切に管理されているか

3. 監査実施上の注意事項

- (1) 平成21年度末に当該監査結果の評価を行えるよう、監査は21年中に完了し、22年1月までに結果を報告すること。
- (2) 監査主任者を事務局とした監査実施体制を検討すること。
- (3) 年間計画については、4月末までに定め、動物衛生課長を通じ局長に報告すること。